

安全管理規程

平成16年 1月 9日 規程第16-2号
改正：平成16年 3月26日 規程第16-26号
改正：平成17年 5月 9日 規程第17-55号
改正：平成17年 7月25日 規程第17-75号
改正：平成17年 9月30日 規程第17-126号
改正：平成18年 4月11日 規程第18-26号
改正：平成18年 6月22日 規程第18-45号
改正：平成19年 4月 9日 規程第19-50号
改正：平成19年 8月13日 規程第19-65号
改正：平成20年 3月31日 規程第20-28号
改正：平成22年 3月15日 規程第22-7号
改正：平成23年 3月22日 規程第23-7号
改正：平成25年 4月 9日 規程第25-30号

目次

- 第1章 総則(第1条から第4条)
- 第2章 組織と機能(第5条から第10条)
- 第3章 安全管理の方法(第11条から第16条)
- 第4章 事故等の処理(第17条から第18条)
- 第5章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の業務を行うに当たり、安全に万全を期するため、安全管理に関する基本的事項を定める。

(基本的考え方)

第2条 機構の役職員は、機構の業務に関する安全管理の適否が、ただ単にその職場職域にとどまらず、広く社会公共の安全に多大の影響を及ぼすこともありうるとの認識のもとに、通常の仕事に必要とされる安全保持のみならず、人工衛星等の打上げ等に係る安全管理、システム安全の手法を用いた安全管理等、機構の業務に特有な分野における安全保持にも万全を期するものとする。

(法令等の遵守)

第3条 役職員は、業務の計画及び実施に当たって、その業務が事故及び災害(以下「事故等」という。)の防止を目的として国又は地方公共団体が定める法律、政令、規則、条例等(以下「法令等」という。)の適用対象となる場合は、その法令等に従わなければならない。

2 役職員は、安全に関する法令等、規程、基準類をよく理解し、全力を尽くしてその定めるところを励行しなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、用語の定義はそれぞれ以下の各号に定めるところによる。

(1) 「システム安全」とは、プロジェクト等の事業遂行に関する計画立案から整備、運用・実施、撤収に至るライフサイクルの全段階を通じて、運用効果、スケジュール、コストの制約の下で、事故等のリスクを最小化し、かつ許容レベル以下にするため、工学及び管理の原理、基準及び手法を用いることをいう。

(2) 「部門及び部」とは、組織規程(規程第15-3号)第5条から第10条に定める組織(第7条第2項に定める組織を除く。)をいう。

(3) 「事業所等」とは、別表に定める事業所及び海外事務所をいう。

(4) 「部門等」とは、「部門及び部」並びに事業所等をいう。

第2章 組織と機能

(組織)

第5条 部門等は、各部門等の業務に関連する安全管理業務をそれぞれの組織及び職制に従って実施するものとする。

2 臨時に設ける組織の安全管理体制及びその安全の管理を担当する者の責務は、その都度理事長が定めるところによる。

(安全審査委員会)

第6条 機構に、安全を確保するための基本となるべき対策その他安全の確保に関する基本的事項を審査するため、安全審査委員会を置く。

2 安全審査委員会の組織、運営等については、別に定める。

(安全委員会)

第7条 事業所等に、事業所等の職場の安全に関する事項を審査するた

め、当該事業所等名を冠した安全委員会(以下「事業所等安全委員会」という。)を置く。

- 2 事業所等安全委員会の委員長は、別表の者をもって充て、それぞれ事業所等安全委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 事業所等安全委員会の組織、運営等については前項において当該委員会の委員長に充てられた者が別に定める。
- 4 前項の場合において、海外事務所(課相当のもの)の長は、制文規程第6条第1項の規程にかかわらず、通達として定めることができる。

(安全審査会)

第8条 組織規程第7条に定める組織に、当該組織固有の業務に係る安全の確保に関する事項を審査するため、必要に応じ、当該組織の名を冠した安全審査会を置くことができる。

- 2 安全審査会の組織、運営等については当該組織において別に定める。

(安全・信頼性推進部の機能)

第9条 安全・信頼性推進部は、機構の安全管理の共通的事項を定める。また、部門等の安全管理に係る業務に対して支援、指導及び実施状況の確認を行う。

(部門等の機能)

第10条 部門等は部門等固有の業務に係る安全管理に関する事項を定める。また、部門等は、それぞれの担当する業務に関し安全を確保するために必要な安全管理活動を法令等、規程及び基準等に定めるところに従って行う。

第3章 安全管理の方法

(安全管理計画)

第11条 安全・信頼性推進部は、部門等の協力を得て毎年度総合的な安全管理計画を作成する。

- 2 前項の場合において、事業所毎に事業所全体として行う安全管理活動に関しては、当該事業所が計画を作成するものとし、プロジェクトや施設設備等の企画立案、設計、開発、運用等の業務(以下プロジェクト業務等という。)毎に行う安全管理活動に関しては、部門及び部が事業所の計画と矛盾しないよう計画を作成するものとし、安全・信頼性推進部が計画の全体とりまとめを行うものとする。

(事業所等における安全管理)

第12条 第7条第2項において事業所等安全委員会の委員長に充てられた者は、前条に定める安全管理計画に基づき、必要な安全管理計画の細目を事業所等安全委員会の審査を経て定めるものとし、機構の各組織はこれに協力しなければならない。

2 事業所等安全委員長は、事業所等における安全管理活動の結果を、毎年度末にとりまとめ、安全審査委員会に報告するものとする。

(部門及び部における安全管理)

第13条 部門及び部は、プロジェクト業務等を行うに際しては、あらかじめ安全管理の方法を検討し、必要に応じ、事業計画等に盛り込まねばならない。

2 前項において、必要なときは個別の安全管理計画書を作成し、これに基づいて業務を実施するものとする。

3 第1項において、システム安全の手法を用いる場合には、システム安全審査を安全審査会又は安全審査委員会のいずれで行うかを明記するものとする。

4 前項の場合には、システム安全管理組織を明確にするとともに、システム安全プログラム計画書を作成し、これに基づいて業務を実施するものとする。

(規程基準等)

第14条 部門等は、所掌業務の安全に係る規定等の整備、維持を行う。

(情報の収集)

第15条 安全・信頼性推進部は、安全に係る新技術の導入、資料の収集及び整理に努め、適宜これに関係の部等に連絡あるいは紹介するとともに、その使用の便に供するよう措置しなければならない。

(安全教育等)

第16条 人事部及び安全・信頼性推進部は、毎年度職員に対し機構に共通的な安全に関する教育を実施しなければならない。

2 部門等は、定められた規定等により職員に対する安全教育を実施しなければならない。

第4章 事故等の処理

(事故等の発生時における緊急処理体制)

第17条 部門等は、事故等が発生した場合に備え、人命を第一に考慮

し、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ事故等の緊急処理体制を確立しておかなければならない。

2 事故等が発生した場合には、報告・緊急処理体制を発動して所要の対策を講じなければならない。

(事故調査委員会)

第18条 前条の事故等について原因調査およびその再発防止策を策定するため、必要に応じ、事故調査委員会を設けることができる。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるものを除き、安全・信頼性推進部長が通達で定める。

附 則

この規程は、平成16年 1月 9日から施行する。

附 則 (平成16年 3月26日 規程第16-26号)

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成17年 5月 9日 規程第17-55号)

この規程は、平成17年 5月 9日から施行し、平成17年 5月 1日から適用する。

附 則 (平成17年 7月25日 規程第17-75号)

この規程は、平成17年 7月25日から施行し、平成17年 7月 1日から適用する。

附 則 (平成17年 9月30日 規程第17-126号)

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則 (平成18年 4月11日 規程第18-26号)

この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。

附 則 (平成18年 6月22日 規程第18-45号)

この規程は、平成18年 6月22日から施行する。

附 則 (平成19年 4月 9日 規程第19-50号)

この規程は、平成19年 4月 9日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。

附 則（平成19年 8月13日 規程第19－65号）
この規程は、平成19年 8月13日から施行し、平成19年 8月 1日から適用する。

附 則（平成20年 3月31日 規程第20－28号）
この規程は、平成20年 4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3月15日 規程第22－ 7号）
この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3月22日 規程第23－ 7号）
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成25年 4月 9日 規程第25－30号）
この規程は、平成25年 4月9日から施行し、平成25年 4月 1日
から適用する。

別表

事業所等名	左欄の事業所等に置かれる事業所等安全委員会の委員長
東京事務所	総務部長
筑波宇宙センター	筑波宇宙センター所長
調布航空宇宙センター	航空技術部門長
相模原キャンパス	宇宙科学研究所長
鹿児島宇宙センター及び増田宇宙通信所	第一宇宙技術部門鹿児島宇宙センター所長
角田宇宙センター	研究開発部門角田宇宙センター所長
勝浦宇宙通信所	追跡ネットワーク技術センター勝浦宇宙通信所長
沖縄宇宙通信所	追跡ネットワーク技術センター沖縄宇宙通信所長
臼田宇宙空間観測所	追跡ネットワーク技術センター臼田宇宙空間観測所長
地球観測センター	第一宇宙技術部門地球観測センター所長
ワシントン駐在員事務所	調査国際部ワシントン駐在員事務所長
パリ駐在員事務所	調査国際部パリ駐在員事務所長
バンコク駐在員事務所	調査国際部バンコク駐在員事務所長
ヒューストン駐在員事務所	有人宇宙技術部門ヒューストン駐在員事務所長
モスクワ技術調整事務所	有人宇宙技術部門モスクワ技術調整事務所長